

地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン 概 要

1. 目的

1.1 目的及び適用範囲

- ・本ガイドラインは、地理空間情報に係る個人情報該当性、個人情報を含む地理空間情報の提供・流通を行う際の個人情報保護法制に適合した適正な取扱いを行うための指針を示すことにより、安心して提供・利用ができるようにすることを目的とする。
- ・本ガイドラインは、行政機関等が整備し保有する地理空間情報を当該行政機関等の内部で利用・提供する場合、他の行政機関等に提供する場合及び行政機関等以外の第三者に提供する場合を対象とする。

1.2 本書の位置付け（性格）

- ・地理空間情報活用推進基本法第 15 条において、「国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保」のための施策を講ずるものとする旨規定されており、地理空間情報活用推進基本計画においては、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定することとされている。
- ・本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の提供・流通を行う上で望ましいと考えられる個人情報の取扱いに関する標準的な考え方を整理したものである。

2. 個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針

2.1 地理空間情報における個人情報保護の考え方

- ・地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報であって、特定の個人との結びつきやその居住等の事実と関連づけられたものは、基本的に個人情報であるとして取り扱う必要がある。
- ・地理空間情報については、GIS 上で管理・表示することによって、多くの情報と視覚的に重ね合わせることが可能となり、重ね合わせの対象となる情報の種類や表示方法によっては、ある程度個人属性が絞り込まれる可能性があるため、個人の権利利益を侵害することがないように必要に応じ技術的措置を講ずるなど留意が必要。

2.2 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー

地理空間情報の利用又は提供の可否を判断する基本的な考え方をフローチャートとして整理（図 1 参照）。

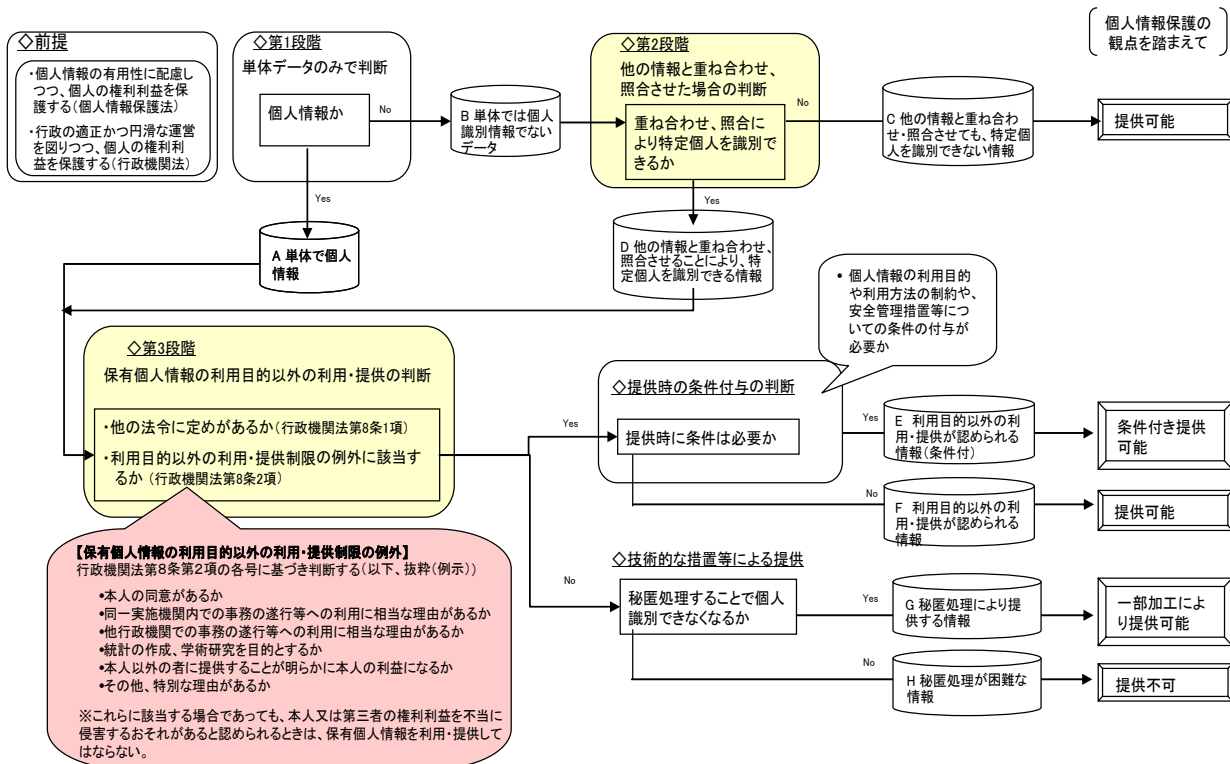


図1 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー

(第1段階)

- ある地理空間情報単体について個人情報該当性を判断する場合には、まず当該情報単体について特定の個人を識別することができるか否かという観点から判断を行う。

(第2段階)

- 単体では個人情報に該当しない情報（地番・住居番号等）について、他の情報（不動産登記情報等）と照合させた場合に、特定の個人を識別することができるかどうかについて判断する。

(第3段階)

- 個人情報に該当すると判断された地理空間情報は、原則として本来の利用目的に限定して取扱われなければならないが、①行政機関個人情報保護法第8条1項に基づき法令に基づく利用・提供を行う場合、②行政機関個人情報保護法第8条第2項に基づき利用目的以外の目的のための利用・提供を可能とする例外規定に該当する場合（表1参照）には利用・提供が可能。

(その他)

- 第3段階における判断を経て、個人情報の利用目的以外の利用・提供が可能と判断された場合であっても、提供された目的以外の利用の禁止や情報の利用者の限定等の等の条件を付与することが必要なときがある。
- 利用目的以外の利用・提供が適切でないと判断された場合であっても、個人識別性を有する部分を秘匿するなどの措置により利用・提供が可能となるときがある。

表1 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の判断に関する規定
(行政機関個人情報保護法第8条第2項)

| 利用・提供の場面 | 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の根拠となる条項 |
|----------------|---|
| 行政機関等の内部における利用 | 「二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて <u>相当な理由</u> (※1)のあるとき。」【第8条2項2号】 |
| 他の行政機関等への提供 | 「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて <u>相当な理由</u> (※1)のあるとき。」【第8条2項3号】 (※1)法令の規定により又は慣行として公にされている事実がある場合には、「相当な理由」が存する有力な根拠の一つとなり得る。 |
| 行政機関等以外の者への提供 | 「四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて <u>特別の理由</u> (※2)のあるとき。」【第8条2項4号】 (※2)一般に公益性の高い事務事業であって、当該保有個人情報の提供が当該事務事業の遂行に不可欠な場合等が念頭 |

※本人の同意があるときは、提供が可能（「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」【第8条2項1号】）。

3. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

- ・個々の地理空間情報の情報提供のあり方について、地図、台帳情報、統計情報、空中写真・衛星画像の4分類ごとに典型的な事例を取り上げ、個人情報該当性の考え方、具体的な利用提供の判断等を紹介。

4. 地理空間情報の提供・流通にかんがみた段階別の個人情報保護対策

4.1 整備段階における対策

- ・地理空間情報の整備段階における対策として、①個人識別部分の有無等を判断、②特定した個人識別部分を地理空間情報と分別して管理できるように整備、③個人情報保護の主管課や諮問機関へ相談の各プロセスについて地方公共団体等の取組事例を解説。

4.2 提供・流通段階における対策

- ・地理空間情報の提供・流通段階における対策について、利用・提供する主体ごとに、①同一行政機関内で利用・提供、他の行政機関への提供、②行政機関以外の者への提供をそれぞれ行う場合に分けて解説。また、③技術的な措置等の方法として、加工措置等（マスキング、統計処理、デジタル画像の解像度低減等）によって個人識別部分を秘匿して提供する方法について解説。

5. 国の行政機関や地方公共団体の取組事例

国の行政機関や地方公共団体における地理空間情報の整備、管理、利用・提供の各段階における特徴的な取組み等を紹介。